

佐賀県規則第8号

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県証紙条例施行規則（昭和39年佐賀県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
<p>（売りさばき人の指定の取消し）</p> <p>第10条の3 会計管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、売りさばき人の指定を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>売りさばき人が後見開始若しくは保佐開始の審判又は破産の宣告を受けたとき。</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>様式第3号（第10条関係）</p> <p>略</p> <p>1～8 略</p> <p>9 次の各号のいずれかに該当する場合は、証紙売りさばき人の指定を取り消します。指定を取り消された者は、速やかに、佐賀県証紙売りさばき人指定書を返還してください。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>売りさばき人が後見開始若しくは保佐開始の審判又は破産の宣告を受けたとき。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>10 略</p> <p>別表（第3条関係）</p>		<p>（売りさばき人の指定の取消し）</p> <p>第10条の3 会計管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、売りさばき人の指定を取り消すことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>売りさばき人が破産手続開始の決定を受けたとき。</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>様式第3号（第10条関係）</p> <p>略</p> <p>1～8 略</p> <p>9 次の各号のいずれかに該当する場合は、証紙売りさばき人の指定を取り消します。指定を取り消された者は、速やかに、佐賀県証紙売りさばき人指定書を返還してください。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>売りさばき人が破産手続開始の決定を受けたとき。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>10 略</p> <p>別表（第3条関係）</p>	
番号	種目	番号	種目

改正前		改正後	
1・1の2	略	1・1の2	略
		<u>1の3</u>	<u>佐賀県統計データ利活用推進条例（平成26年佐賀県条例第71号）第15条に定める手数料</u>
<u>1の3</u>	略	<u>1の4</u>	略
2・2の2	略	2・2の2	略
3	<u>佐賀県立総合看護学院条例（昭和42年佐賀県条例第35号）第5条に定める手数料</u>	3	削除
4	略	4	略
		<u>4の2</u>	<u>佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（令和2年佐賀県条例第15号）第26条第1項に定める手数料</u>
5	佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年佐賀県条例第22号） <u>第16条第1項に定める手数料</u>	5	佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年佐賀県条例第22号） <u>第16条</u> に定める手数料
6～17	略	6～17	略
18	佐賀県蜜蜂転飼条例(昭和31年佐賀県条例第9号) <u>第6条第1項に定める手数料</u>	18	佐賀県蜜蜂転飼条例(昭和31年佐賀県条例第9号) <u>第6条</u> に定める手数料
19～21の2	略	19～21の2	略
22	佐賀県屋外広告物条例（昭和39年佐賀県条例第43号） <u>第10条第1項に定める手数料及び同条例第17条の9第2項に定める受講料</u>	22	佐賀県屋外広告物条例（昭和39年佐賀県条例第43号） <u>第10条</u> に定める手数料及び同条例第17条の9第2項に定める受講料
23～25	略	23～25	略

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の第3号の改正規定は佐賀県立総合看護学院条例を廃止する条例（令和2年佐賀県条例第19号）の施行の日から施行する。

(佐賀県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に関する規定の読替え)

- 2 令和2年9月30日までの間における佐賀県証紙条例施行規則別表の適用については、同表の第4号の2中「第26条第1項」とあるのは「附則第2条の規定による同条例第8条第1項の許可申請に係る同条例第26条第1項」と読み替えるものとする。